

長崎県勤労福祉会館指定管理者の候補者決定について

1. 指定管理者候補者

長崎県ビルメンテナンス事業協同組合

代表理事 平山 順一郎（長崎市桜馬場一丁目2番22号）

2. 選定経過

(1) 募集期間 平成20年12月18日～平成21年1月19日
(県ホームページ、県本庁や地方機関の掲示板、長崎、西日本新聞の「県からのお知らせ」欄、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など商工団体)

(2) 応募団体 2者

応募団体2者のうち1者については、長崎県勤労福祉会館条例（指定管理者の指定の基準）第5条第5号「県内に主たる事務所を有すること」の規定に該当しなかった。

(3) 選定方法

平成21年1月22日及び2月3日に、外部有識者5名で構成する指定管理者選定委員会において、長崎県勤労福祉会館の管理運営方針や事業計画などについて審議を行った。

(4) 選定委員（5名）

経営団体関係者、施設運営有識者、会館利用者代表、経営専門家、コンベンション誘致団体

(5) 選定結果（40点×5名＝200点満点）

（選定評価表及び評価基準は別紙「指定管理者選定評価表」のとおり。）

長崎県ビルメンテナンス事業協同組合 148点

採点結果を踏まえ、同組合が指定管理者の候補者として適当であるかどうかの審議を行った結果、各選定委員の賛成多数により、候補者として選定された。

(6) 選定理由

3年間の管理実績がある。
類似施設の管理実績がある。
利用者数が増加している。
事業計画において経費縮減に努め、県負担金の減額を図っていること。

(7) 議事要旨

別紙「選定委員会議事要旨」のとおり。

(8) 事業計画書

長崎県ビルメンテナンス事業協同組合
長崎県雇用労政課において閲覧できます。

3 . 今後のスケジュール

(1) 平成 2 1 年 2 月定例県議会に議案提出
(「公の施設の指定管理者の指定について」)

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 次期指定管理期間

平成 2 1 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 (3 年間)

4 . 問い合わせ先

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 - 1 3

長崎県産業労働部雇用労政課

TEL 0 9 5 - 8 9 5 - 2 7 1 6

FAX 0 9 5 - 8 9 5 - 2 5 8 2

E-mail : s05460@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県勤労福祉会館指定管理者選定評価表

評価項目	評価観点	採点
1. 法人等に関する事項		
(1) 安定した管理運営	経営的に安定しているか。	5 点
	同種の施設管理業務の実績があるか。	
2. 管理運営に関する事項		
(1) 管理運営方針	管理運営の考え方が、会館の設置目的に沿っているか。	5 点
	公の施設として、住民サービスの向上につながるような、公平な管理運営が見込まれるか。	
	ノウハウや業務実績をどう活かすか。	
(2) 管理運営体制	管理運営に必要な体制が考えられているか。	15 点
	開館日・開館時間の柔軟な対応を考えているか。	
	施設の維持・修繕について考えているか。	
	各会議室の考え方は適当であるか。	
	事故、緊急時の対応を考えているか。	
	その他PRすることがあるか。	
3. 収支・予算に関する事項		
(1) 管理運営の効率性	経費の縮減について工夫がなされているか。	15 点
	予算の範囲内で運営できるか。	
合 計		40 点

評価基準	内 容
5 点	非常に優れている
4 点	優れている
3 点	普 通
2 点	やや劣る
1 点	非常に劣る

長崎県勤労福祉会館指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時 第1回 平成21年 1月22日
第2回 平成21年 2月 3日

場 所 ホテルセントヒル長崎 会議室

1. 開 会

2. 事務局挨拶（雇用労政課長）

3. 各委員の紹介

4. 施設の概要等説明

5. 委員長の選任

6. 審 議

（1）応募団体

2者から応募があったが、1者については、長崎県勤労福祉会館条例（指定管理者の指定の基準）第5条第5号「県内に主たる事務所を有すること」の規定に該当しない。

したがって、長崎県ビルメンテナンス事業協同組合について審議。

（2）質 疑

県負担金が削減されているが、どのように経費縮減したのかとの質問に対し、人員体制の改善、修繕費、保守管理費縮減についての回答があった。

その他、安定した管理運営体制についての質疑が行われた。

また、選定委員会委員より、今後、さらなる競争性の確保の検討について要望がなされた。

（3）結 果

採 点 148点

選定委員による審議結果

「指定管理者の候補者として適当である」が多数を占めた。

（4）指定管理者の候補者の選定

選定委員会の審議の結果、長崎県ビルメンテナンス事業協

同組合が、長崎県勤労福祉会館指定管理者の候補者として選定された。

(5) 閉 会

事務局より、今後の指定管理者決定までのスケジュールと、選定結果の公表について説明し、閉会した。